

1. 明治初期の墓地状況

- (1) 寺院墓地（寺墓・墓寺）
- (2) 集落（村落共同体）墓地
- (3) 同族墓地
- (4) 個人墓地

2. 墓地に対する行政的取締法令

①明治五年八月晦日大蔵省第一一八号

各地ノ風習旧慣ヲ私法ト為ス等申禁解禁ノ条件

人民所持ノ耕地畔際へ檀ニ遺骸ヲ埋葬致シ候者有之趣以ノ外ノ事ニ候自今可為厳禁事

人民が所持する耕地や畔際へ死体を埋葬する者がいるが、それは以ての外のことあるので以後はこれを厳禁する。

この規定により、遺体を個人（所有）の耕地や畔際へ埋葬することが禁止されたが、このことは当時各地にこのような慣行が残存していたことを物語っている。

②明治五年九月十四日教部省達第十七号

神官葬儀ニ関係之儀先般第百九十三号公布相成候テハ神葬地之儀神官ヨリ願出候ハハ適宜相応ノ地所相選伺出ヘシ

但寺院内へ神葬致度者ハ示談ノ上聊無差支様管内寺院へ兼テ相達スヘシ

神官の葬儀については、第百九十三号が布告されたので、神官から願い出があれば、適宜相応の土地を選んで伺い出ること。但し、寺院内へ神葬することも話し合いの上ならば差し支えないことを管内の寺院へ達しすること

この教部省達は、寺院側の承認があれば寺院墓地へ神葬することも可能であるということ、管内の各寺院に達するようにとのことであり、このことは、当時埋葬に関する権限が寺院側に委ねられていたことを物語っている。

なお、明治政府は、明治五年六月二八日太政官第一九二号布告によって自葬祭を禁止し、葬儀はすべて神官または僧侶に依るべきこととした。さらに、同日太政官第一九三号布告によって、神葬祭葬儀は神官が取り扱うこととなった。また、明治初期の廃仏毀釈運動による神葬祭観念が離檀思想を推し進め、神葬祭地として東京市営墓地が敷設されることになり、明治五年七月に青山墓地が、同年十一月には、谷中墓地、雑司ヶ谷墓地、染井墓地が開設された。これらの墓地は、当初神葬祭墓地として出発したものであるが、明治六年七月一八日太政官第二五三号布告によって火葬が禁止された（ただし、この布告は明治八年五月二三日太政官第八九号布告によって廃止された）ことや、都市開発問題とも絡み合

って、明治七年六月二二日東京都墓地規則によって、共葬墓地として宗旨宗派の如何を問わず全ての人々の埋葬場所となった。

③明治六年八月八日太政官達 東京府

府下寺院境内一般墓地ニ相定候儀伺出ノ上許可候処右ハ取消シ向後従前ノ墓地ト雖モ朱引内ハ埋葬禁止候積ヲ以テ別段朱引外ニ相当ノ墓地相撰大蔵省へ可申出此旨相達候事

府下の寺院境内を一般墓地に定める件については、これまで伺い出の上で許可してきたが、右は取り消し、今後は従来の墓地であっても朱引内（江戸城を中心として、その四方、品川大木戸、四谷大木戸、板橋、千住、本所、深川以内の地）は埋葬禁止とするので、朱引外に相当の墓地を選び大蔵省へ申し出るよう達するものである。

この達により、これまで一般墓地として許可されてきた東京府下の寺院境内墓地も、今後は朱引内にあるものは、そこへの埋葬が禁止され、朱引外に新たに墓地を選定して大蔵省に申し出ることとなった。しかし、焼骨の埋蔵は禁止されなかった。また、この達の中で「一般墓地」とある墓地は、宗旨宗派を問わずすべての人々に埋葬・埋蔵を認める墓地とも考えられるが、その実際は不明である。

④明治六年十月二十三日太政官第三五五号達 墓地設置禁止ニ関スル規則

従来猥ニ墓地ヲ設ケ候儀ハ不相成候処今般私有地ノ證券相渡候上ハ心得違ノ者モ難計ニ付耕地宅地ハ勿論林藪タリトモ許可ヲ得スシテ新ニ墓地ヲ設ケ或ハ区域ヲ取広ケ候儀可令禁止就テハ忽墓地差支候郷村モ可有之候条管下諸寺院境内ヲ始其永久墓地ニ定ムヘキ場所取調図面ヲ副へ大蔵省へ可伺出此旨相達候事

但即今墓地差支候場所ハ相当ノ処分致シ置本文ノ通至急取調可申尤管下総体一時取調出来兼候ハハ差向墓地差支候郷村ヨリ取掛リ逐次同省へ可伺出事

以前よりむやみに墓地を設けてはならないものとされていたが、このたび私有地に地券を発行するに当たって、心得違いをしている者もいるようなので、耕地宅地はもちろん林藪であっても許可のない墓地の新設あるいは拡張はこれを禁止する。ついては墓地に支障を来す村もあると思われるので、管轄下の一般諸寺院境内をはじめその他永久墓地とすべき場所を調査し、図面を添えてこれを大蔵省に伺いでるよう達しするものである。

この達により、私有地であっても墓地の新設はもとより、墓地の拡張にも官庁の許可が必要となった（この達は明治一七年太政官第二五号布達により廃止された）。

3. 社寺領上知令と寺院墓地所有権

明治政府は、明治元年五月二十四日第四百十八（万石以下ノ領地並社寺領共最寄府県ニ於テ支配セシム）を通過した。

①第四百十八 五月二十四日

以来万石以下之領地並社寺領共其国々最寄之府県ニテ支配可致事
右之通被仰出候間末々迄不洩様相達可申者也

これによって、社寺領は当該土地が存在する府県が支配することとなった。しかし、当時の府県制はまだ十分に機能しておらず、実際には江戸時代と同様に各社寺が支配していたものと思われる。

同年十二月十八日第千九十六（身分違ノ者町村ヲ購買スルトキハ代人ヲ出シ課役ヲ負ハシム）が布告された。

②第千九十六 十二月十八日（布）（行政官）

拝領地並社寺等除地之外村々之地面ハ素ヨリ都テ百姓持之地タルヘシ然ル上ハ身分違ノ面々ニテ買取候節ハ必名代差出シ村内之諸役無支為相勤可申事
一右同断町分之地面ハ向後都テ町人名前ノ券状タルヘシ然ル上ハ身分違ノ面々ニテ買取候節ハ必名代差出シ町内之諸役無支相勤サセ可申事
右之通相心得候様被仰出候事

この布告は、拝領地や社寺等の除地以外の土地は、百姓持ちとし、さらに、同断とあるように、拝領地や社寺等の除地以外の町方の土地は、町人持ちとしたものである。それでは、社寺地はどのような扱いとなったかであるが、何の規定もされてない以上、従来通りと考えざるを得ない。つまり、名目上は府県の支配と考えられるが、実際は依然として社寺持の土地として扱われたものと思われる。

明治四年正月五日第四（社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地被仰出土地ハ府藩県ニ管轄セシム）によって、社寺領の内、現在の境内を除いてそれ以外の土地が上地されることになった。

③第四 正月五日（布）

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候処各版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外一般上知被仰付追テ相当禄制被相定更ニ廩米ヲ以テ可下賜事

但当年収納ハ従前之通被下候事

一領知ノ外ニ旧政府並領主等ヨリ米金寄附ノ分依旧貫当年迄被下候向モ有之候処来未年ヨリ被止候事

但家禄ノ内ヲ以テ寄附致候儀ハ別段ノ事

一上知ノ田畑百姓持地ニ無之社寺ニテ直作或ハ小作ニ預ケ有之分年貢諸役百姓並相勤ルニ於テハ従前ノ通社寺ニテ所持致シ不苦候事

但地所ニ関係ノ事務ハ村役人差込可致事

右之通被仰出候條府藩県ニ於テ管内ノ社寺ヘ可相達候事

今度社寺領一般上知ノ儀別紙ノ通被仰出候ニ付是迄支配致候府藩県ヘ土地更ニ管轄被仰付候事

但高帳ハ追テ可相渡事

一禄制御改革ニ付テハ元有禄之社寺ニテ是迄召仕候譜代ノ家来共三代以上元給禄高二代以下勤年数二十ヶ年以上五ヶ年以上譜代新規抱等ノ差別ヲナシ管轄府藩県ニ於テ人名取調可差出事

但一季抱ノ分ハ不及差出事

右之通相達候事（庚午十二月可相達分ヲ是日発令相成ニ付此処へ挿入ス）

（参照）○二月五日 松代藩

先般社寺領一般上知被仰付是迄支配致居候府藩県へ土地更ニ管轄被仰付候段先般相達置候処其藩附属信州水内郡元善光寺領之儀ハ御詮議之趣有之中野県管轄被仰付候條此旨相達候事

○二月五日 中野藩

従前松代藩附属信州水内郡元善光寺領自今其県管轄被仰付候事

この布告によれば、版籍奉還が行われたにもかかわらず、社寺領のみが従来そのままであることは相当でないため、現境内だけを残し、他は国に上知（没収）するというものである。ただし、これらの処分は当該社寺を管轄する府藩県が担当するというものであるが、この布告には処分方法について何も触れられていない。

なお、上知処分代わりに、社寺等へは後日禄米を支給するが、今年の田畑の収納については、従来通り行ってよいというものであった。

ここで問題となったことは、上知処分が各府藩県に任されたため、現境内地の線引きを巡って各府藩県（各地域）で違いがあったことである。特に寺院においては、現境内地を厳格に解釈した地域では、本堂と庫裡以外は現境内と認めず、仮に他の宗教施設があったとしても上知処分を行った地域もあったようである。

また、寺院墓地についての取扱も一定しておらず、上知処分を免れるために檀家総代名義で地券の発行を受け、あるいは檀家の共有墓地とした地域も少なからず存在している。

④明治四年五月二十四日（達）府県

諸国寺院現在ノ境内ヲ除キ一般上地被 仰出収納現石高平均取調方相達置候処境内ノ区別調方一定不致向モ有之不都合ニ付従前ノ坪数反別ニ不拘相当ノ見込ヲ以テ境内ノ区別相定其余田畑山林ハ勿論 へ不毛ノ土地ニ候共墓所ヲ除クノ外上地ノ儀御布告ノ通相心得総テ収納有之分ハ六ヶ年平均収兼テ相達候期限迄ニ可差出事

但境内地ノ区別今般相達候趣意ニ反シ取調差出候向ハ早々再調ノ上可引替尤調無之分モ其段可届出事

この達では、「墓所ヲ除クノ外上地ノ儀御布告ノ通相心得」とあるように、墓地（墓所）は上知の対象とはされなかったはずであるが、多くの地域では寺院墓地の上知された例が報告されている。

4. 地租改正と墓地所有権

①明治五年九月四日大蔵省第二百二十六号布達 地検渡方規則第十五条以下頒布

第二十五条 従前高内外ニ不拘社寺郷蔵之類或ハ埋葬地等地主定リ無之分ハ地引絵図中ニ其訳可記載置事

第三十条 墓所地ハ従前ノ通無税地ト可致事

第二五条 従来、高（収穫、収入、知行などの額）の有無に関係なく、社寺、郷蔵あるいは埋葬地等地主の定まらない土地は、地引絵図の中にその理由を記載しておくこと。

第三〇条 墓所地は従来ノ通り無税地とすること。

この布達により、墓地が無税地とされたわけであるが、第三〇条に「従前ノ通」とあるように、これ以前においても墓地は無税地であったと考えられる。

②明治六年三月二十五日太政官第百十四号達 地所名称区別法（抄録）

府県へ

今般地券発行ニ附地所ノ名称区別共左ノ通更正候条此旨相達候事

徐税地 市街郡村ニ属スル埋葬地制札場行刑場道路堤塘及ヒ郷社寺院ノ類当分此部ニ入ル

右地所ハ地券ヲ発セサルモノトナシ其地方庁ニ於テ坪数ヲ俛シ其帳簿ニ記載スルモノトス

この達においても、やはり埋葬地（墓地）は無税地とされたが、地券は発行しないものとされた。

③明治七年十一月七日太政官第二百十号布告 地所名称区別法改正（抄録）

明治六年三月第百十四号布告地所名称区別左ノ通改定候条此旨布告候事

官有地

第三種 地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦セサルヲ法トス

但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時ハ其間借地料及ヒ区入費ヲ賦スヘシ

一 民有地ニアラサル堂宇敷地及ヒ墳墓地

民有地

第三種 地券ヲ発シテ地租区入費ヲ賦セサルヲ法トス

官有ニアラサル墳墓地等ヲ云

この布告により、墳墓地（墓地）は官有墓地と民有墓地に区分された。また、墓地が無税地であることに変わりはないのであるが、民有墓地には地券が発行されることになった。

④明治八年十一月二十八日地租改正事務局達第八号別報

社領上地ノ内ニ有之候旧社人墓地ノ義其区域ヲナシタルハ勿論一家ノ墓地□々タル分ト雖トモ地代金収入ニ不及現在ノ実歩ヲ限り別筆取調更ニ民有第三種ト定メ券状相渡スヘシ

但墓地ヲ孕ミ候上地ヲ墓主払受候分ハ其本反別ノ外書ニ致シ苦シカラス

上地した神社の土地の中に旧社人の墓地がある場合はもちろん、社人一家の墓地がある場合も、地代を取ることなく、現実の面積を調べ、民有第三種として券状を与えること。ただし、墓地を含んだ上地した土地を払い受けたときには、そのことを外書きにできる。

この達によって、上地した神官およびその家族の墓地は、税金を取ることなく、民有第三種として地券が与えられることになった。

⑤明治十三年十一月十日大蔵省乙第三十七号達 共葬墓地租蠲除ノ儀府県へ委任
府県

耕宅地ニアラサル民有地ヲ共葬墓地ニ撰定候分地租蠲除ノ儀自今委任候条事由ヲ具シ其時々可届出此旨相達候事

耕宅地でない民有地を共葬墓地にする場合の地租免除の件については、今後府県に委任するので、理由を添えてその都度届け出るように通知するものである。

この達により、耕地・宅地以外の民有地を共葬墓地にした際の地租免除の取扱は、これ以後各府県において行われることとされた。このことは、当時すでに民有地を墓地にする慣行が存在していたことを物語っているが、耕地・宅地である民有地を共葬墓地にした場合の取扱については、次に掲げる明治一六年大蔵省第二三号達が出されるまで、何の達も出されなかった。

⑥明治十六年五月八日大蔵省第二十三号達 民有耕宅地ヲ共葬墓地ニ撰定内務省許可ノ分
地租蠲除ハ時々届出
府県

民有耕宅地ヲ共葬墓地ニ撰定方内務省ニ於テ許可シタル分ニ係ル地租蠲除ノ儀自今処分
済ノ上事由ヲ具シ其時々可届出此旨相達候事

民有の耕宅地を、共葬墓地にすることを内務省が許可した場合には、その地租免除の件は、今後府県で処理した上で、理由を添え、その都度届け出るよう通知するものである。

この達により、民有地である耕地・宅地を共葬墓地にした際にも地租は免除されることとなった。また、墓地の拡張及び新設の許可権については、大蔵省だけではなく、内務省が管掌する墓地も存在していたと思われる。

以上の布告や達によって、墓地の所有は官有と民有に分類された。そして、民有墓地は無税とされ、地券が発行されることとなったが、地券名義からこれらを見ると、村持、代

表者名義、部落持、共有などがある。

これらの墓地は、その後様々な変遷を経ながら、その大半は現在にまで続いているわけである。そこで、民有墓地の所有関係を明らかにするには、単に所有名義の変遷を追うだけではなく、祖先を祭祀するための施設であるという墓地の特殊性を踏まえ、あくまでも当該墓地の経営・管理の実体からその所有関係を明らかにしなければならない。

5. 土地台帳(土地登記簿)制度の沿革

明治22年 地券法廃止

土地台帳規則制定(土地台帳、地積簿、課税台帳)

明治32年 不動産登記法制定(土地登記簿、建物登記簿)

*墓地については、現況主義が採用

6. 墓地所有権

わが国においては、幕末から明治初期の時点において個人墓地、同族墓地(本家の墓地を中心に、分家の墓地も混在する墓地)、集落墓地、寺院墓地など、様々な形態の墓地が各地に存在していた。しかし、これらの墓地には、近代法的な意味での「私有」という考え方が極めて希薄で、葬祭の習俗的規制と同様、その地方の慣習的規制に委ねられていたと考えられている。

このような状況の中で出された明治以降の墓地ないし埋葬に関する法令は、次の二つの特色を有していた。第一は、行政的取締法規として、主として衛生および都市行政管理の見地から墓地埋葬に関して規制したものである。第二は、租税徴収の目的から、墓地使用についての従来の曖昧かつ不明確な墓地共同体の規制をはずし、これを官有地と民有地に区分しつつ近代法的な規制(所有者の特定)を加えようとしたものである。

墓地を不動産登記簿上の所有権者に基づいて分類すると、公有墓地と私有墓地に大別できる。ここで、公有墓地とは、国(千鳥ヶ淵戦没者墓苑の他、旧陸軍墓地など)または地方公共団体がその所有権を有する墓地のことである。

これ以外の墓地が私有墓地であり、私有墓地をさらに分類すると、次の5種類に分類できる。

- ① 個人有墓地(自己の所有地の一部を墓地としたもので、現在では原則として新設するとはできないが、全国各地に多数現存しており、これには一人で所有するものと共有のものがある。)
- ② 寺院(宗教法人)有墓地
- ③ 公益財団法人・公益社団法人有墓地
- ④ 株式会社有墓地(現在では、認められないが昭和30年代の一時期に、大都市周辺の墓地不足のために認められたと考えられる。)
- ① 集落有墓地(江戸時代の村を単位としている場合が多く、不動産登記簿上は、一

村総持・村持などの形式で登記されている。)

個人有墓地の所有権は、民法第 897 条の規定に基づいて祭祀主宰者に承継されることになるが、その他の墓地については墓地埋葬法の規制があり、所有者といえども勝手に譲渡することはできない。

7. 沖縄県における墓地法制

明治 5 年 琉球藩設置に始まる琉球処分

明治 12 年 沖縄県設置

明治 32 年 沖縄県土地整理法施行、地租改正に着手

明治 37 年 墓地及埋葬取締規則施行細則 懸令第 17 号 (明治 37 年 4 月 21 日)

第 6 条 墓地及火葬場ヲ売買譲与若クハ廃止スルトキハ郡区役所島庁ヲ経テ十日以内ニ之ヲ 届出ツヘシ但売買譲与ニ拘ルトキハ当事者双方連署スルヲ要ス

第 5 条 墓地ノ周囲 (墓地ト墓地ニアラサル地トノ境界ヲ云フ) ニハ樹木ヲ栽ユヘシ墓地ノ内ニ ハ一丈以上ノ樹木堀塙ヲ存スヘカラス但従前ヨリ現存スルモノ又ハ本懸特殊ノ慣行墓 地ハ此限りニアラス